

1. お支払いの対象となる「手術」とは

保険種類により、お支払いの対象となる「手術」が異なります。以下の記載に沿ってご確認ください。

医療保険EVER
やさしいEVER
総合入院治療保険
スーパー医療保険
法人会医療保険(10年型)
新医療保障プラン
疾病入院保険
特約MAX
特約MAX21
医療保障移行特約



お支払いの対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。

詳細は、P2. 「2. 手術給付金の対象可否について」をご覧ください。

もっと頼れる医療保険 新EVER
ちゃんと応える医療保険EVER
アフラックの健康応援医療保険
新やさしいEVER
もっとやさしいEVER
ちゃんと応える医療保険やさしいEVER
医療保険 EVER Prime
新しい形の医療保険 REASON(手術保障がある場合)
あんしんパレット(手術保障がある場合)
医療保障移行特約[2009]



お支払いの対象となる「手術」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。

詳細は、P3. 「3.手術給付金、放射線治療給付金、手術・放射線治療給付金、治療給付金の対象可否について」をご覧ください。

【手術保障の対象とならない治療の例】

- ×: 生検(せいけん)など、検査のみを目的としたもの
《注意》試験開頭術や悪性新生物の試験的開胸・開腹手術など保障対象になるものもあります。
- ×: 吸引、穿刺(せんし)などの処置や、神経ブロック(注射による麻酔)
- ×: 美容整形上の手術

【特約MAXに関する注意点】

特約MAXは、疾病特約にのみ手術給付金の保障が含まれています。従って、災害特約のみを付加している場合、手術給付金の保障はありません。

医療保険・医療特約の対象となる手術について

2. 手術給付金の対象可否について

＜対象商品＞ 医療保険EVER・やさしいEVER・総合入院治療保険・スーパー医療保険・法人会医療保険(10年型)・新医療保障プラン・疾病入院保険・特約MAX・特約MAX21・医療保障移行特約

【支払事由の概要について】

手術給付金の支払事由の概要は以下のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

責任開始期以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的として、約款の別表に定める手術を保険期間中に受けたとき

* 約款の条件を満たす場合には、入院をしないで手術を受けた場合や、入院が必要日数に達しない場合でも手術給付金のみの請求が可能です。

【手術給付金のお支払いに関するご注意】

* 支払額は、手術の種類・保険の種類によって異なります。

* 同時期(手術室に入ってから出てくるまで)に複数回の手術を受けた場合には、給付倍率が最も高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

* 以下の手術については「施術の開始日から60日の間に1回のみ支払」という規定があります。

- レーザー・冷凍凝固による眼球手術
- 悪性新生物温熱療法
- 衝撃波による体内結石破碎術
- ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術
- 新生物根治放射線照射

医療保険・医療特約の対象となる手術について

3. 手術給付金、放射線治療給付金、手術・放射線治療給付金、治療給付金の対象可否について

＜対象商品＞ もっと頼れる医療保険 新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・アフラックの健康応援医療保険・新やさしいEVER・もっとやさしいEVER・ちゃんと応える医療保険やさしいEVER・医療保険 EVER Prime・新しい形の医療保険 REASON・あんしんパレット・医療保障移行特約〔2009〕

【支払事由の概要について】

手術給付金、放射線治療給付金、手術・放射線治療給付金、治療給付金における手術または放射線治療の支払事由の概要は以下のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

✓ 手術給付金、手術・放射線治療給付金および治療給付金における手術

責任開始期以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※7、※8)を保険期間中に受けたとき

※7:医療保険 EVER Prime、新しい形の医療保険 REASON、あんしんパレットは輸血料の算定対象の骨髄移植や、骨髄幹細胞の採取術も対象になります。

※8:あんしんパレットは生体に切断、摘除などの操作を加えるものが対象になります。

✓ 放射線治療給付金、手術・放射線治療給付金および治療給付金における放射線治療

責任開始期以後に生じた疾病または傷害(※9)の治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(体外照射・組織内照射・腔内照射を指す。血液照射は除く。)を保険期間中に受けたとき

※9:もっと頼れる医療保険 新EVER、新やさしいEVER、もっとやさしいEVER、医療保障移行特約〔2009〕の場合、「疾病または傷害」を「新生物」へ読み替えます。

医療保険・医療特約の対象となる手術について

【公的医療保険制度における医科診療報酬点数表とは】

- ・医療機関が保険診療（診療、検査、投薬など）を行った場合、その対価として受取るのが診療報酬です。
- ・診療報酬は、「医科診療報酬点数表」に個々の医療行為の点数が定められており、1点の単価を10円として算出されます。
- ・「医科診療報酬点数表」では、診療行為に応じてアルファベットにより分類されており、個々の医療行為はそのアルファベットが頭文字に標記されます。（例:A001）

< 医科診療報酬点数表の分類 >

「医科診療報酬点数表」の分類は以下の通りです。

当社の手術給付金、放射線治療給付金、手術・放射線治療給付金および治療給付金の対象となる手術、放射線治療は、赤枠のコードに分類されているものです。

詳細はP4下部の< 対象となる手術と支払額 > およびP7の< 対象とならない手術 > をご覧ください。

分類(コード)	診療行為	分類(コード)	診療行為
A	基本診療料(初・再診料、入院料等)	H	リハビリテーション
B	医学管理等	I	精神科専門療法
C	在宅医療	J	処置
D	検査	K	手術
E	画像診断	L	麻酔
F	投薬	M	放射線治療
G	注射	N	病理診断

< 対象となる手術と支払額 >

■対象商品:新しい形の医療保険 REASON・あんしんパレット以外

- ✓ 「医科診療報酬点数表」で「手術料」の算定対象として分類されているもの(頭文字に「K」が標記される)

支払事由	支払額
入院中に手術を受けたとき	入院給付金日額の10倍(※10)
外来で手術を受けたとき	入院給付金日額の5倍(※11)

※10: アフラックの健康応援医療保険の場合の支払額は、入院中・外来に関わらず、一律入院給付金日額の5倍です。入院手術・放射線治療増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の20倍です。

※11: 外来手術増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の10倍です。

*もともと頼れる医療保険 新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保障移行特約[2009]の「重大手術」、医療保険 EVER Primeの「特定手術」に該当する場合は、入院給付金日額の40倍でお支払いします。

(詳細はP7の「4. 重大手術、特定手術に該当する手術について」をご覧ください。)

*一連の手術については14日間に1回までのお支払いとなります。

*医療保険 EVER Primeの場合、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けたときには、その手術料の算定開始日に対してのみ手術給付金をお支払いします。

医療保険・医療特約の対象となる手術について

- ✓ 「医科診療報酬点数表」で「輸血料」の算定対象として分類される骨髄移植（頭文字に「K」が標記される）、骨髄幹細胞の採取術

→医療保険 EVER Primeのみ手術給付金の対象となります。

支払事由	支払額
入院中に骨髄移植を受けたとき	入院給付金日額の10倍(※13)
外来で骨髄移植を受けたとき	入院給付金日額の5倍(※14)
骨髄幹細胞の採取術(※12)を受けたとき	入院給付金日額の10倍(※13)

※12:骨髄幹細胞の採取術は、責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に受けたときに手術給付金の対象となります。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外となります。

※13:入院手術・放射線治療増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の20倍です。

※14:外来手術増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の10倍です。

- ✓ 「医科診療報酬点数表」で「放射線治療料」の算定対象として分類されているもの（頭文字に「M」が標記される）

支払事由	支払額
疾病または傷害(※15)の治療を直接の目的として、所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	入院給付金日額の10倍(※16)

※15:もっと頼れる医療保険 新EVER、新やさしいEVER、もっとやさしいEVER、医療保障移行特約[2009]の場合、支払事由の「疾病または傷害」を「新生物」へ読み替えます。

※16:アフラックの健康応援医療保険の場合の支払額は、入院給付金日額の5倍です。
入院手術・放射線治療増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の20倍です。

*放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療・電磁波温熱療法それぞれにつき施術の開始から60日に1回までのお支払いとなります。

医療保険・医療特約の対象となる手術について

■対象商品:新しい形の医療保険 REASON、あんしんパレット

- ✓ 「医科診療報酬点数表」で「手術料」の算定対象として分類されているもの(頭文字に「K」が標記される)
- ✓ 「医科診療報酬点数表」で「輸血料」の算定対象として分類される骨髄移植(頭文字に「K」が標記される)、骨髄幹細胞の採取術
- ✓ 「医科診療報酬点数表」で「放射線治療料」の算定対象として分類されているもの(頭文字に「M」が標記される)

	REASON	あんしんパレット
支払事由 (※17)	<p>疾病または傷害の治療を直接の目的として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①所定の手術を受けたとき</p> <p>②骨髄幹細胞の採取術(※18)を受けたとき</p> <p>③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき</p>	<p>疾病または傷害の治療を直接の目的として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①所定の手術を受けたとき</p> <p>②骨髄幹細胞の採取術(※18)を受けたとき</p> <p>③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき</p>
支払額	<p>医療保険〔無解約払戻金2023A〕</p> <p><治療給付金></p> <p>支払事由に該当する月ごとに、治療給付金額</p> <p>ただし、外来手術のみを受けた月は、2万5千円</p> <p>医療保険〔無解約払戻金2023B〕</p> <p><手術・放射線治療給付金></p> <p>支払事由に該当する月ごとに、入院給付金日額の20倍</p> <p>ただし、外来手術のみを受けた月は、入院給付金日額の10倍</p>	<p><治療給付金></p> <p>および</p> <p><手術・放射線治療給付金></p> <p>支払事由に該当する月ごとに、特約給付金額</p> <p>ただし、外来手術のみを受けた月は、特約給付金額×外来手術給付割合</p>

※17:治療給付金の支払事由には、「入院をしたとき」もあります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※18:骨髄幹細胞の採取術は、責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に受けたときに手術保障の対象となります。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外となります。

医療保険・医療特約の対象となる手術について

<対象とならない手術>

- ✓ 「医科診療報酬点数表」に列挙されている手術で、一部対象とならない手術があります。
 - ×: 傷の処置(創傷処理、デブリードマン)
 - ×: 切開術(皮膚、鼓膜)
 - ×: 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
 - ×: 抜歯
 - ×: 異物除去(外耳、鼻腔内)
 - ×: 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
 - ×: 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)(※19)
※19: 約款上「魚の目・タコ手術後縫合(鶏眼・胼胝切除後縫合)」と掲載している商品もあります。
- ✓ あんしんパレットでは、以下の手術もお支払いの対象とはなりません。
 - ×: 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術(※20)
※20: 皮膚悪性腫瘍の切除術は、お支払いの対象となります。
 - ×: 手術等管理料の算定対象となるもの(例: 体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料など)(※21)
※21: 生体に切除、摘除などの操作を加えるものではないため、お支払いの対象とはなりません。

4. 重大手術、特定手術に該当する手術について

<対象商品>

もっと頼れる医療保険 新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保険 EVER Prime・
医療保障移行特約[2009]

以下の手術については、もっと頼れる医療保険 新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保障移行特約[2009]の「重大手術」、医療保険 EVER Primeの「特定手術」に該当します。

<重大手術・特定手術の対象となる手術>

- : 悪性新生物に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- : 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- : 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する、心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- : 日本国内でおこなわれた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓(それぞれ人工臓器を除きます)の全体または一部の移植手術(ただし、臓器移植法に沿った場合に限る)

支払事由	支払額
重大手術・特定手術を受けたとき	入院給付金日額の40倍

<重大手術・特定手術の対象とならない手術>

- ×: 腹腔鏡下手術
- ×: 胸腔鏡下手術
- ×: 穿頭によるもの
- ×: 臓器移植(ドナーの場合)